

自動販売機設置契約書（報酬：固定払い）

(1頁)

(以下「甲」という。)と株式会社 美健(以下「乙」という。)とは、甲が運営管理する施設(以下「本物件」という。)の共用部に飲食等自動販売機(以下「自販機」という。)を設置し飲食等の販売を行うこと(以下「本業務」という。)に関し、以下のとおり契約する。

第1条(業務内容)

本業務の業務内容は、本契約書に定めるものほか、本契約書に附属する仕様書並びに仕様書に添付された文書等(以下「仕様書等」という。)に定める。

第2条(業務対象範囲)

本物件の所在地は以下の通り。

所在地 : 【]

2:本業務の対象範囲は、本物件の共用部にあらかじめ設定された自販機設置場所とし、詳細は仕様書等に定める。

第3条(自販機の設置)

乙は乙の費用と責任において自販機設置(※仕様は7~8頁へ記載)する。

2:乙は、乙が設置する自販機の設置場所、設置台数、機種、設置時期等については仕様書等の定めに従い、意匠、宣伝広告、その他定めの無い事項については甲と事前協議の上、甲の指示に従う。なお、機種選定にあたっては、省エネ等環境に配慮したものとする。

3:乙は、自販機の設置にあたっては、付属品も含め転倒防止等の安全措置を講ずる他、運営管理上支障のないことを甲と事前に確認のうえ実施するものとする。

第4条(販売商品)

自販機で販売する商品種類について乙は、予め甲の承認を得るものとする。

第5条(自販機の管理・運営関係)

自販機の管理・運営に関して遵守すべき事項は次の各号のとおりとする。

(1) 自販機に係る故障・つり銭切れ等の問い合わせの対応、商品補充、衛生管理、品質管理、売上金回収、保守、点検、修理、設置自販機より発生する空容器の回収及びその他自販機に係る全ての事項(以下「自販機運営業務」という。)については、()がその責任において処理する。

(2) 自販機が正常に稼働しない場合、甲は速やかに乙に連絡をする。

(3) 乙は、自販機に係る故障等の問い合わせに対し、緊急時も含めて速やかに対応できるよう、自販機の見やすい位置に、連絡先の会社名及び電話番号等を記載したステッカー等を貼付するものとする。(※故障などの連絡先は6頁へ記載)

(4) 自販機運営業務に伴う電気代金は甲の負担とする。

第6条(振込)

第5条の(1)の「自販機運営業務」を甲が管理の際は、自販機の一ヶ月間(毎月1日から末日迄)の売上金全額を、甲は毎月末日を締日として、翌月の7日までに、乙の指定する方法にてこれを支払う。なお、売上代金等の振込みに係る振込手数料等は甲にて負担とする。

支払期日までに販売手数料の支払がなされない場合には、甲は遅延委託金額に対し、支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年14.6%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うこととする。ただし、支払期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

第7条（再委託）

甲は、本業務を第三者に委託する場合は、あらかじめ乙に申し入れ、乙の承認を得なければならぬ。この場合、本契約に規定する乙が遵守すべき事項については、甲が委託先に対し遵守させるものとする。

第8条（増設、入替、撤去等）

自販機の設置場所の変更、増設、入替、撤去及び移設を行う場合は、甲・乙協議の上実施する。変更の実施は、甲の指示書によるものとする。

2：本物件の運営管理上の事由により自販機の撤去又は移設の必要性が生じ、甲が特別の要請を行った場合、乙は速やかに自販機の撤去又は移設を行う。なお、いずれの場合も乙の責任と費用負担で行い、撤去の場合は従前の自販機設置場所を別途定める原状のとおりに復する。

3：下記の際は無条件で自販機の撤去を行う事ができる。

- (1)乙の自販機販売利益が、連続6ヶ月間赤字
- (2)乙の自販機販売利益が、12ヶ月中に6ヶ月間以上赤字

第9条（自販機設置に対する謝礼）

自販機設置の一ヶ月間の設置報酬代金として乙は甲に対して、自販機の一ヶ月間（毎月1日から末日迄）の売上に対して、毎月15日迄に下記のとおりの金額を支払う。

- ◇乙の自販機販売利益が赤字～50,000円未満=金20,000円を甲へ支払う
- ◇乙の自販機販売利益が50,000円以上=金30,000円を甲へ支払う

第10条（守秘義務）

甲乙は、本契約に関して甲乙が秘密であることを示して開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報（以下「秘密情報」という。）を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。

2：甲乙は、秘密情報を本契約以外の目的に使用し、または第三者に開示する必要がある場合は、事前に甲乙の承認を得ること。

3：甲乙は、甲乙に対し秘密情報について前2項に定める守秘義務を負わせるものとし、甲乙がその責めに帰すべき事由により当該守秘義務に違反した場合は、甲乙は互いに対し損害賠償を請求することができるものとする。ただし、下記アからウまでの情報に該当する場合は、甲乙は、当該情報について守秘義務を負わない。

ア：甲乙から開示を受ける以前に既に甲乙が保有していた情報

イ：甲乙から開示を受ける以前に既に公知であったか、または開示された後公知となった情報

ウ：法令の定めに基づき、権限のある官公署から開示を要求された情報

4：守秘義務については、本契約終了後も存続するものとする。

第11条（契約期間）

本契約の契約期間は、【　】年【　】月【　】日から【　】年【　】月【　】日までとする。ただし、期間満了3カ月前までに甲乙いずれかより変更または解約の申し入れがない場合、この契約は1年間自動的に更新され、以後もまた同様とする。

第12条（契約期間）

（契約の解除）

甲乙は、甲乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約の履行に際し、甲乙又は甲の委託者に不正または不誠実な行為があったとき。
 - (2) 甲乙が本契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (3) 甲乙に破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、甲乙の経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (4) 甲乙が制限行為能力者となり、又は居所不明になったとき。
- 2：甲乙は、甲乙が次の各号にいずれかに該当する場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 本契約の履行に際し、甲乙に不正または不誠実な行為があったとき。
 - (2) 甲乙が本契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (3) 甲乙に破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、甲乙の経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (4) 甲乙が居所不明になったとき。

第13条（暴力団等の排除）

甲及び乙は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この条において同じ。）又は委託先若しくは下請け（委託先若しくは下請けには、委託先若しくは下請けの役員若しくは実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者を含み、委託若しくは下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下「委託先等」という。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 前項第1号の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(3) 暴力団準構成員、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。

(4) 暴力団関係企業、暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

(5) 総会屋等、総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(7) 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

3：甲及び乙は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4：甲及び乙は、相手方の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、乙に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

5：甲及び乙は、前項の規定により契約を解除した場合、相手方に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

第14条（契約終了時の自販機の取扱）

乙は、第11条の契約期間の終了により本契約が終了する場合は、契約満了日までに自販機の撤去を終了し、自販機設置場所を原状に復するものとする。

2：甲は、乙に対し、前2条による契約解除又は乙の撤去遅延により発生する甲が被った損害賠償につき、請求を妨げないものとする。

3：本契約終了時に設置場所に残置物がある場合、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求できる。なお、処分した残置物に乙以外の第三者の所有物があった場合、乙は、当該第三者と当該所有物の処理について協議解決するものとし、乙に責任及び費用の負担が及ばないようにする。

第15条（損害賠償）

乙は、作業過程において、甲が所有する機器の亡失、損傷等の事故が発生した場合は、速やかに甲もしくは甲の指定する者に連絡するとともに、その損害についてはすべて乙が責任をもって賠償する。

2：自販機で販売した飲食の成分、形状、衛生状態等により、購入者の生命、身体、健康及び財産に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償する。

第16条（協議事項）

本契約書に定めのない事項の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙双方協議して決定する。

第17条（管轄裁判所）

本契約に起因する訴えは、訴えを提起した側の裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙は以下に記名、押印の上各1通を保有する。

【　】年【　】月【　】日

甲(住所)

(法人名)

(代表者)

乙(住所) 大阪市北区芝田2丁目9番12号 SUM MIENA 801号室

(法人名) 株式会社 美健

(代表者) 代表取締役 川島 靖彦

【自動販売機の故障につきまして】

※自動販売機の故障解消につきましては、下記にお問合せをお願いします。

※有償の修理費用は、株式会社 美健の負担ですので、設置先様でのお支払いは不用で御座います。

《自動販売機：販売店》

◇株式会社パルサー

〒981-3213

仙台市泉区南中山4丁目3-16

TEL:022-346-7511／FAX:022-346-6878

《自動販売機：製造メーカー》

◇富士電機 株式会社（東証証券コード：6504）

自販機修理窓口 北海道地区～沖縄(本土)

※離島については訪問日程等、コール時にご相談

ナビダイヤル

0570-056022

・受付時間帯 月～金 9:00～18:00

・土日祝祭日 9:00～17:30

①故障受付対応

全国ナビダイヤルで対応

・365日電話受付対応

②無料技術支援

価格設定方法など操作支援

・お電話で無料技術支援が可能です

設置後一年間の部品保障付き：保障内容

・電装品、冷却ユニットなど、消耗部品以外の故障部品を保証致します。

※出張費については有償とさせて頂きます

※冷却ユニットについては2年保証とさせて頂きます

※保証外故障例

・標準使用方法以外のご使用による破損などがこちらに該当致します。

例) 商品補充後 商品棚を定位位置に格納しなかった事によるトレイとの接触事故

【商品のお問合せ先】

◇株式会社 美健

〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目9番12号 SUM MIENA 801号室

TEL:06-6421-7777 / kanri@e-hanamichi.com

《自販機仕様書1/2》

PULSAR 一重前版式自販機 JIDOHANBAIKI.JP

食品汎用 自動販売機

F-15VM | 15品目 最大117個

屋内専用

大きな窓で
商品の
視認性向上

保冷機能付きで多彩な食品を販売!

LED照明&超省エネタイプ

商品 15品目

最大 117個

収納!

《自販機仕様書2/2》

アイデア次第で様々なものが販売できる

保冷機能と汎用性の高いラックで様々な食品に対応する事ができます。そのため、温度管理が必要な食品も扱えます。また最大15商品を扱う事が出来ます。例えば飲料、パン、調味料、お弁当、野菜、お惣菜等の食品以外にも、アメニティ、BOXティッシュ、オムツ、衣類、雑貨、アメニティ、ヘルスケア等の販売が可能です。



販売したい商品と商品サイズをご相談ください。

環境にやさしい

●省エネ設計

冷却構造・風回りの改善、断熱構造の最適化、庫内照明のLED採用等により、従来機に對し約30%の省エネを実現しました。



●LED照明

白色LEDのちらつきのない庫内照明で、商品をハッキリ、スッキリ見せます。

●ウェイクアップ機能 ※待機時消灯設定の場合

「選択ボタン押した時」「お金を入れた時」などにだけ庫内照明を点灯(ウェイクアップ)する、消費電力化対応モードの選択ができます。

自動販売機 F-15VM 仕様

型式	F-15VM	
外形寸法	H1,830mm×W857mm×D837mm 基台奥行 775mm 設置最大奥行 872mm	
製品質量	252kg	
収容方式	スパイラルラック方式	
セレクション	15セレクション(ダブルスパイラル3列5段)	
収容数	標準出荷設定時 117個	
1コラム当たりの収容数	【ピッチ寸法】 (30mm) 45mm 56mm 87mm	【収容数】 (15個)※オプション 10個 8個 5個
搬送機構	全段エレベーター(シート兼トレイ)搬送	
選択ボタン	テンキー方式(シートタイプスイッチ)	
照明	白色LED(4.8W)	
温度仕様	保冷(18°C±3°C)	
圧縮機	コンプレッサ:レシプロ75W相当	
冷媒	R134a	
電源	単相100V 50/60Hz(コンセント容量15A)	
消費電力	201/201W	
設置条件	屋内専用 直射日光を避けること	

※製品の仕様・デザインの一部を予告なく変更することがあります。
※偽造・変造通過及び外国通貨の使用に関しては、一切補償しかねます。
※製品写真は、警告・注意シールなどを省略している場合があります。
※印刷により、実際の色と異なる場合があります。

※ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、ただしくご使用ください。

お客様にやさしい

●ユニバーサルデザイン導入

カラーユニバーサルコンセプト

商品の購入操作に必要な部品に、オレンジ色を使い視認性を高めています。

ユニバーサルゾーン

大人から子供まで、どなたでも使いやすい高さに、操作部をコンパクトに配置しています。

●明るく見やすい収納スペース

どの方向からでも庫内の商品がよく見える、大きな窓が特徴のやわらかフォルムデザイン。庫内が明るく映えるカラーリングで商品を引き立てます。

●商品出口の改良

取出口のフランジを軽くし、間口横幅を小さくすることで、販売商品を見やすく、「探しやすく」しました。



扱う人にもやさしい

●設置スペース縮小【インナードア化】

インナードア化により、本体幅が従来機よりも24mm大きくなったものの、設置幅寸法は従来機以下に抑えました。



●ラック軽量化

板金部品の最適化設計と仕切板・ベース部品の樹脂化によりラックの重量を約半分にし、ラックの操作性が向上しています。



●スパイラル部品

工具不要、ワンタッチでスパイラル部品の交換ができます。従来機と同じ長さ・ピッチなので互換性があります。



●プライスロールの改良

表示部のサイズを大きくし、柄ごとに仕切る構造にすることで、価格変更がより簡単になりました。

●オプション

- ・ベルトコンベア対応可能(上の2段を除く)
- ・販売口のフランジパック(イタズラ対策用)
- ・ユニバーサルキット(コイン投入皿・コイン返却皿)
- ・金銭操作部カバー(一体型・南京錠対応)

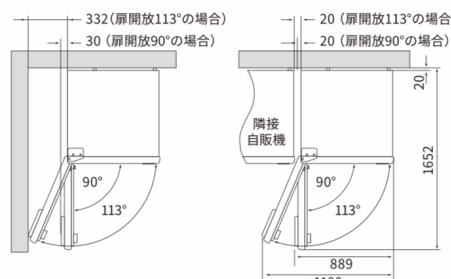
コラム概略 (標準出荷設定時)

※商品販売可能寸法

164mm以下			164mm以下			164mm以下		
160mm 以下	10 個 No.1	ピッチ寸法45mm	160mm 以下	10 個 No.2	ピッチ寸法45mm	160mm 以下	10 個 No.3	ピッチ寸法45mm
160mm 以下	8 個 No.4	ピッチ寸法56mm	160mm 以下	8 個 No.5	ピッチ寸法56mm	160mm 以下	8 個 No.6	ピッチ寸法56mm
160mm 以下	8 個 No.7	ピッチ寸法56mm	160mm 以下	8 個 No.8	ピッチ寸法56mm	160mm 以下	8 個 No.9	ピッチ寸法56mm
160mm 以下	8 個 No.10	ピッチ寸法56mm	160mm 以下	8 個 No.11	ピッチ寸法56mm	160mm 以下	8 個 No.12	ピッチ寸法56mm
160mm 以下	5 個 No.13	ピッチ寸法87mm	160mm 以下	5 個 No.14	ピッチ寸法87mm	160mm 以下	5 個 No.15	ピッチ寸法87mm

外形寸法図

●設置スペース (単位:mm)



●本体寸法 (単位:mm)



安心してご使用いただきために

- 設置に際しましては、道路法や道路交通法、消防法、食品衛生法、電気事業法などを順守してください。
- JIS規格や業界自主基準に準拠した設置工事が必要ですので事前にお問い合わせください。
- 単相100V±10V、電気容量15A以上の電源で必ず専用コンセントをご使用ください。
- 設置時には、アースを必ず接続してください。
- 定期的に点検いただき安全にご使用ください。

PULSR

フリーダイヤル受付時間:平日9:00~18:00
0120-954-339

Mail: sales@pls.jp

FAX: 022-346-6878

株式会社パルサー 本社:宮城県仙台市泉区南中山4丁目3-16 TEL.022-346-7511

ラッピングデザイン案



左側面



右側面



